

危険物新聞

第1回危険物取扱者試験 6月11日・18日、府大で

消防試験研究センター大阪府支部では、平成7年度第1回危険物取扱者試験を6月11日・18日に、大阪府立大学で次のとおり実施する予定である。

◇第1回危険物取扱者試験

試験日	・6月11日 乙種4類(午前・午後)
	・6月18日 甲種・4類以外の乙種(午後) 丙種(午前・午後)
試験会場	大阪府立大学(堺市)
願書受付日	5月18日、19日
願書受付場所	大阪府職員会館

予備講習会は甲種、乙種4類、丙種について 門真、泉大津など府下11会場で

予備講習会は、甲種、乙種4類、丙種について、大阪、堺、泉大津、茨木、門真など府下11会場で別掲(8頁参照)のとおり、実施する。

なお、日曜コースについては、講習日数も前年度の2日間から3日間に延長し、最終日にもギテストも行なうこととなった。

土曜・日曜コース予約開始

土曜コース(定員140名)、日曜コース(定員130名)については電話予約による受付を行っている。受講希望者は電話(06-531-9717)で4月25日までに予約されたい。

なお、4月25日以前であっても定員に達し次第締切ることがあるので念のため。

第495号

発行所 財團法人 大阪府危険物安全協会

編集人 松村光惟

大阪市西区新町1丁目5-7

四つ橋ビル

TEL(531) 9717-5910

定価 1部 60円

1月の危険物取扱者試験結果

甲種(52.7%)、乙4(41.3%)

消防試験研究センター大阪府支部では、平成6年度第4回危険物取扱者試験を2月12日(日)、大阪府立大学で実施したが、その結果が3月14日発表された。

試験区分別の合格率は次のとおりである。

第4回危険物取扱者試験結果

区分	受験者数	合格者数	合格率(%)
甲種	376	198	52.7
乙1	87	69	79.3
乙2	77	56	72.7
乙3	48	39	81.3
乙4	2,518	1,041	41.3
乙5	64	51	79.7
乙6	248	76	30.6
丙種	784	444	56.6

平成6年度保安講習終了

平成7年度は6月下旬から

平成6年度危険物取扱者保安講習は、2月20日の大阪会場を最後に、延65会場を終了した。

受講申請者は11,620名で、内欠席者150名、実受講者は11,470名であった。

平成7年度の保安講習については、6月下旬から平成8年2月にかけて府下60数会場で、石油コンビナート、化学工場、給油取扱所、タンクローリー及び一般の部の5部門に分けて実施する計画で、日程については5月中旬頃発表の予定である。

消防庁運用通達

20号タンクの水張圧検査は 指定数量以上に 未満は資料提出に緩和

自治省消防庁では、平成7年2月3日付、政令第15号「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令」を、平成7年2月24日付、自治省令第2号「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」を交付し、平成7年4月1日より施行されることとなった。

上記政省令を円滑に運用するため、平成7年2月3日付(消防危第5号)で「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の公布について」を通達している。

その改正点の主なものは、

- ① 製造所及び一般取扱所の附属タンク(通称:20号タンク)のうち、容量が指定数量未満の液体危険物タンクを完成検査前検査の対象から除外すること。
- ② 國際的基準に適合した旨の表示がされているタンクコンテナについては完成検査前検査を不要とすること。
- ③ 強化プラスチックで造った地下貯蔵タンクに強化プラスチックを間げきを有するように被覆したものを設置する地下タンク貯蔵所に係る位置、構造及び設備の技術上の基準を新設すること。
- ④ 天然ガス充てん設備を設ける給油取扱所に係る位置、構造及び設備の技術上の基準を新設すること。

などとされており、以下に通達の内容を掲げる。
なお、この通達においては次のとおり略称が用いられている。

法	消防法(昭和23年法律第186号)
改正令	危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成7年政令第15号)
令	改正令による改正後の危険物規制に関する政令(昭和34年政令第306号)

第一 完成検査前検査に関する事項

1 製造所及び一般取扱所の液体危険物タンクに関する事項

従来、液体危険物タンクを有する製造所、貯蔵所及び取扱所は、その有する液体危険物タンクについて完成検査前検査(水張検査又は水圧検査)を受けなければならぬこととされていたが、今回の改正により、製造所及び一般取扱所の液体危険物タンクで、その容量が指定数量未満のものについては、完成検査前検査の対象から除外することとされたこと。

これにより、容量が指定数量以上の液体危険物タンクを全く有しない製造所及び一般取扱所については、完成検査前検査をしなければならない製造所等から除外されたこと(令第8条の2第1項)。また、容量が指定数量以上の液体危険物タンクを一つでも有している製造所又は一般取扱所についても、完成検査前検査を受けなければならない工事は、容量が指定数量以上の液体危険物タンクの設置又は変更の工事とされ、容量が指定数量未満の液体危険物タンクについては、完成検査前検査を受けなければならない工事の対象から除外されたこと(令第8条の2第2項)。

完成検査前検査の対象から除外された液体危険物タンクに係る技術上の基準(水張試験又は水圧試験に関する部分に限る)については、完成検査の際、設置者等が実施した水張試験又は水圧試験のデータを基に、その適合性を判断することとなること。

2 國際輸送用タンクコンテナに関する事項

従来、タンクコンテナは、車両に積載され、指定数量以上の液体の危険物の輸送に用いられる場合、移動タンク貯蔵所の液体危険物タンクとして、完成検査前検査を受けなければならないこととされていたが、今回の改正により、國際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程(IMDGコード)の水圧試験の基準に適合した旨の自治省令で定める表示がされているものについては、令第8条の2第3項第4号に規程する事項について、完成検査前検査を受ける必要がないこととされたこと(令第8条の2第4項第3号)。

第二 地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

1 地下貯蔵タンクの設置方法に関する事項

従来、二重殻タンクとして規定されていた、鋼板で造った地下貯蔵タンクに鋼板を間げきを有するように取り付け、かつ、危険物の漏れを常時検知するための設備を設けたもの(以下「鋼製二重殻タンク」という)及び鋼板で造った地下貯蔵タンクに強化プラスチックを間げきを有するように被覆し、かつ、危険物の漏れを検知するための設備を設けたもの(以下「鋼製強化プラスチック製二重殻タンク」という)に加え、強化プラスチックで造った地下貯蔵タンクに強化プラスチックを間げきを有するように被覆し、かつ、危険物の漏れを検知するための設備を設けたものに係る

規定が新設されたこと。これにより、地下貯蔵タンクの例によるものとされる製造所、給油取扱所及び一般取扱所の地下タンクとして、強化プラスチック製二重殻タンクを設置できることとされたこと。

これに伴い、地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、地下貯蔵タンクの形態に応じて、令第13条第1項から第3項まで、次のように整理して規定されたこと。なお、従前規定されていた地下タンク貯蔵所については、下記3に係る事項を除いて、技術上の基準に変更はないこと。

(1) 第1項

一重殻タンクを設置する地下タンク貯蔵所（第3項に定めるものを除く。）に係る位置、構造及び設備の技術上の基準について規定したものであること。

(2) 第2項

二重殻タンクを設置する地下タンク貯蔵所に係る位置、構造及び設備の技術上の基準について規定したものであること。

(3) 第3項

従来どうり、一重殻タンクを危険物の漏れを防止することができる構造により設置する地下タンク貯蔵所に係る位置、構造及び設備の技術上の基準について規定したものであること。

2 強化プラスチック製二重殻タンクに関する基準

強化プラスチック製二重殻タンクを設置する地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準として、当該二重殻タンクを直接埋設する場合にあっては令第13条第1項第1号口からニまで、第3号から第5号まで、第6号（水圧試験に係る部分に限る。）及び第8号から第12号まで、タンク室に設置する場合にあっては第13条第1項第2号から第5号、第6号（水圧試験に係る部分に限る。）、第8号から第12号まで及び第14号までに定める基準の例によることのほか、次の基準が新設されたこと。

MORITA

森田ポンプ株式会社

本社 〒544 大阪市生野区小路東5丁目5番20号 TEL 06(758)9723



MORITAが誇る
先進の技術を駆使した
ツインジェット推進ポンプ搭載の
小型消防救助艇

(1) 地下貯蔵タンクは、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じて自治省令で定める強化プラスチックで気密に造ることとされたこと（令第13条第2項第2号口）。この規定は、危険物と直接接触する地下貯蔵タンクの材質が強化プラスチックであることを踏まえ、危険物の性質に適応した強化プラスチックを用いる必要があることから定めることとしたものであること。

(2) 地下貯蔵タンクは、自治省令で定めることにより強化プラスチックを問げきを有するように被覆し、かつ、危険物の漏れを検知するための自治省令で定める設備を設けるものとすること（令第13条第2項第1号口）。

(3) 強化プラスチック製二重殻タンクは、自治省令で定めるとおり、当該二重殻タンクに作用する荷重に対して安全な構造とすることとされたこと（第13条第2項第3号）。この規定は、強化プラスチック製二重殻タンクの材料である強化プラスチックは、鋼板と比べて、板厚、形状等について設計の自由度が大きく、多様な強化プラスチック製二重殻タンクが造られる可能性があることを踏まえ、これについて安全構造を確保する観点から、性能基準を定めることとしたものであること。

3 二重殻タンクの位置等に関する事項

令第13条第2項において例によることとされている同条第1項第1号口からニまで及び第2号から第4号までの規定の適用については、「当該タンク」又は「地下貯蔵タンク」となるのは「二重殻タンク」と読み替えることとされたこと（例第13条第2項各号列記以外の部分後段）。これにより、二重殻タンクの令第13条第1項第2号から第4号までの規定の適用については、地下貯蔵タンクからではなく、二重殻タンクの外側から、それぞれ距離を算定することとされたこと。

第三 給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

天然ガス自動車等に燃料を充てんする設備を設ける給油取扱所に係る位置、構造及び設備の技術上の基準を新設すること。なお、天然ガス自動車等に燃料を充てんする設備を設ける給油取扱所は、給油取扱所において消防法上の危険物ではないが、爆発等災害を発生させる危険性を有する天然ガスを取り扱う設備を設けるという特殊な給油取扱所であるため、具体的な基準は省令で定めることとされたこと。また、併せて規定の整備を行ったこと（令第17条第4項、第27条第6項関係）。

第四 施行期日及び経過措置

1 施行期日

この政令は、平成7年4月1日から施行することとされたこと（改正令附則第1項関係）。

2 経過措置

(1) この政令の施行の際現に法第11条第1項の規定による許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所の構造及び設備で、この政令の施行の際現に存するものについては、令第13条第2項（令第9条第1項第20号ハ（令第19条第1項において準用するものとされる場合を含む。）又は令第17条第1項第6号イ若しくは第2項第2号においてその例によるものとされる場合を含む。）においてその例によるものとされる令第13条第1項第2号から第4号までの規定にかかわらず、なお従前の例によることとされたこと（改正令附則第2項関係）。

すなわち、この政令の施行の際現に許可を受けている製造所、地下タンク貯蔵所、給油取扱所若しくは一般取扱所の鋼製二重殻タンク又は鋼製強化プラスチック製二重殻タンクで、現に存するものについては、当該

二重殻タンクに限り、従前の基準に適合していればよいものであること。

(2) 罰則の適用に関する経過措置

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされたこと（改正令附則第3項関係）。

安全研修会開催

地震と危険物災害防止について

3月14日、科学技術センターで

財大阪府危険物安全協会では、3月14日、午後2時より大阪市西区にある大阪科学技術センター、8F 大ホールにおいて危険物関係安全研修会を開催した。

研修会は、講演と事事故例報告の2部で構成されており、第1部としては、去る1月17日に発生した阪神大震災が想像を絶する大惨事となり、また数々の課題と教訓を残しているので、特に地震時における危険物施設の保安管理を中心とした「地震と危険物災害防止について」を東レ経営研究所特別研究員 三村和男氏を講師として招へいし、スライド等をmajie講演を行なった。

第2部の事事故例報告では、昨年、10月9日、長野県下で発生したM石油油槽所炎上事故の現地報告として「長野県、上田市の油槽所炎上事故について」を財大阪府危険物安全協会専務理事 松村光惟氏のスライド映写により行なった。

当日は、府下各協会傘下事業所並びに消防関係者など約300余名が出席、いずれも現地調査の上での講演、報告であったので、現実的、かつ身近かな問題もあり、参加者は終始熱心に聴講し、充実した安全研修会となった。

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

 株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467~8

申請点検様式A4版に 4月1日より全国一斉に実施

官公庁等の行政文書の用紙規格が日本工業規格のB版からA版へ改められてきている。

自治省消防庁では、平成6年1月19日付け(自治省令第4号)「危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省

令」を公布し、その運用にあたっては、平成6年1月20日付(消防予第12号、消防危第4号、消防特第15号)を通達した。

上記運用通達によると平成6年1月より、ただちに法令で定める各種申請様式をB5版からA4版へ改ためるのではなく、当分の間はB版のままでも使用できるということであった。

しかし、その猶予期限が平成7年3月31日までのためいきおい、今年の4月1日からは、法令に基づく各種申請様式を全面的にA4版のものを使用しなければならなくなつた。

A4版定期点検記録表・申請用紙

◇ 定期点検記録表

○屋外タンク貯蔵所	250円
(浮屋根式・固定屋根式兼用)	4回点検可
○屋内貯蔵	200円
(平屋建・平屋建以外兼用)	4回点検可
○地下タンク貯蔵所	200円
○給油取扱所(屋内・屋外兼用)	250円
○移動タンク貯蔵所(5年間点検可)	700円
(単一車・被牽引車・積載車兼用・水張圧検査含)	
○製造所・一般取扱所	1回点検可 320円
○屋外貯蔵所	1回点検可 40円
○移送取扱所	1回点検可 100円
○一般取扱所(吹付塗装作業等)	1回点検可 100円
○一般取扱所(焼入れ作業等)	1回点検可 80円
○一般取扱所(ボイラーパーナー等)	1回点検可 100円
○一般取扱所(充てん施設)	1回点検可 70円
○一般取扱所(詰替え施設)	1回点検可 50円
○一般取扱所(油圧装置等)	1回点検可 100円
○屋内(外)消火栓設備	1回点検可 60円

○水噴霧消火設備

1回点検可 60円

○泡消火設備

1回点検可 80円

○二酸化炭素消火設備

1回点検可 30円

○ハロゲン化物消火設備

1回点検可 50円

○粉末消火設備

1回点検可 50円

○自動火災消火設備

1回点検可 20円

○冷却用散水設備

1回点検可 60円

○水幕設備

1回点検可 60円

◇ 危険物の規制に関する規則

に定める申請用紙

○様式第2、第3、第4のイ	各20円
第4のロ、第4のハ、第4のニ	
第4のホ、第4のヘ、第4のト	
第4のチ、第4のス、第5、	
第6、第7、第8、第9、	
第12、第13、第15、第16、	
第17、第18、第20、第26、	
第27、第28、第29	
○第4のリ、第4のル	各30円

その他、各種標識掲示板、危険物関係図書他。

〈大阪市危険物安全協会 TEL 06-531-5910〉



HATSUTA

株式会社 初田製作所

大阪本社 平12 大阪府吹田市昭和町83-5 TEL 06-596-1281

東京本社 平10 東京都江東区大門1丁目1-1 TEL (03)304-0881

原点はロスフリーベンションです。



頑固な夢がある。
そこにある。

我が社の保安対策

全ての産業災害は防ぐことができる 全員参加の安全活動推進

〈堺市〉ゼネラル石油(株)堺製油所

今年1月17日未明に発生しました兵庫県南部地震に伴う大災害の犠牲者のご冥福をお祈りするとともに被害に遭われた多くの方々に心よりお見舞い申し上げます。

安心と豊かさを実感できる社会の形成には何といっても安全確保が基盤にあり安全の有りがたさ、大切さについてあらためて痛感する次第です。

ところで、当社は世界最大のメジャーであるエクソン社と資本・技術の提携関係をもつ石油精製・元売り企業として、石油関連各種製品の安全供給に努めています。

そして「基本経営方針」で安全確保を重要な柱として位置づけ、安全なくして会社の存続・発展はあり得ないと企業理念のもと、「安全基本方針」を採択し、“全ての産業災害は防ぐことが出来る”という基本認識をもって種々の安全活動を展開しております。

一方、当堺製油所は昭和40年に堺・泉北臨海コンビナートで操業を開始し、以降近代化と保安体制の充実強化に努めており、現在は当社の本土唯一の製油所として、石油の輸入から石油製品、LPG、石油化学原料の生産、貯蔵、出荷（陸上、海上、パイプライン）に至る迄多種多量の危険物を取り扱っております。因みに現在の当初の石油貯蔵・取扱量は概略150満㎘余であります。

当所では、会社の基本方針に基づき年初めに年度業務目標の第一に安全目標とその目標達成の為の重点施策を掲げております。これを受けて各部門、各室、各グループから最後は各個人に至まで夫々の具体的な行動計画を設定し、実施しており、その進捗を定期的にレビューし、適切で確実な遂行を促し安全の達成に努めています。

主な安全活動の実績の事例として

①日常点検と監視の確実な実施

- ・24時間体制での機械点検と保安点検の継続
- ・防災モニタリングを含む最新の各種モニタリング
- ・自走式自動検査ロボット等新検査技術の導入・活用

②漏洩監理の充実強化

- ・確実なボルト締付管理方法の確立と運用
- ・春秋年2回の運転中設備総点検

③規則基準の遵守徹底

- ・全規則類の体系化と見直し、定期的総点検の実施
- ・非定常作業管理要領の充実、改訂

④安全技術、事故・ニヤミス情報の収集と活用

- ・世界各地のエクソン傘下製油所と緊密な情報交換
- ・ニヤミス収集・活用システムとネットワーク化

⑤活発な安全推進活動と教育訓練の展開

- ・社長安全査察、事業所間・エクソン社各種安全査察
- ・安全小集団活動の展開と職場間・事業所間交流
- ・製油所、協力会社の一体化した安全推進活動
- ・高度擬似運転訓練システムの導入と活用
- ・各種、各層毎の緊急時対応訓練と防災訓練の実施等々ありますが、

更に昨年からはエクソン社が開発した完璧な操業を目指す「環境安全強化プログラム」を本格的に導入しました。これは安全操業をより高い水準で推進しようとするもので安全や環境に影響を与える業務の全てを新しく開発された基準に照らして評価し、その結果必要に応じ補強や修正を加えたり、新たな施策を追求し改善をはかけてゆこうとするものです。



製油所正門前に設置した“安全塔”と製油所重点目標を示す“掲示板”

基準には“リスクアセスメント”や“変更の管理”を含め11の分野に亘る要素があります。その各要素毎に幾つかの期待像が設定されており、更に各期待像にはそれを達成するためのガイドラインが示され、ガイドラインの総数は約250になります。

当社はこのシステムを導入し、運用することで安全でより質の高い操業が達成できるものと確信し全社を挙げて取り組みを進めているところであります。当初は現在このシステムの運用を最重点課題として取り上げております。

幸い、当初は無事故・無災害記録を継続・統伸しておりますが、これには以上記しましたような取り組みに加え、堺市・高石市消防組合をはじめ関係行政ご当局の適切なご指導を頂いていることが非常に大きな支えになっており、ここに紙面を借りて厚くお礼申し上げる次第です。

安全にはゴールもなく王道もありません。又「安全とは潜在危険とその発現を防止する人の英知の釣り合った状態を指し、更にそのための努力を指す。」といわれています。危険物を取り扱う私達は“全ての産業災害は防ぐことができる”との信念をもち一人一人の英知を集め今後とも弛まぬ努力を傾注し安全確保をはかけてゆきたいと思います。

第15回 大阪府下論文募集 (締切 平成7年4月7日まで)

安全管理事故対策・体験等について

第15回表記懸賞論文を下記のとおり募集しますのでご応募下さい。

応募資格 府下事業所に勤務する者

募集部門と内容 第1部 (製造、取扱い部門) 化学工場等の危険物製造、取扱い部門における防災管理、企業内協同研究、事故体験記録等について

第2部 (貯蔵、流通、販売部門) 油槽所、営業危険物倉庫の大量貯蔵部門、タンクローリー等輸送部門、又はガソリンスタンド等の販売部門における安全管理、事故防止対策、事故体験記録等について

第3部 (その他) 一般事業所等における危険物の安全管理、事故体験記録等について

※各部とも400字詰原稿用紙(横書き)10~15枚程度

送り先 〒550 大阪市西区新町1-5-7 四つ橋ビル8F
財大阪府危険物安全協会 論文係宛

〆切 平成7年4月7日(必着)

発表 平成7年5月中旬

表彰 ☆優秀賞 1編(賞状と副賞10万円)

各部門の優良作品の中より選出し、6月に行なわれる大阪府危険物安全大会で表彰します。なお、該当者は部門優良賞の副賞と重複はしません。

☆優良賞 各部門ごと1編(賞状と副賞3万円)

☆佳作 各部門ごと若干(賞状と副賞2万円)

なお、優秀賞、優良賞に該当作品が無い場合は、各部門の優良賞、佳作入選を増やすことがあります。
(その他応募者には記念品を贈呈いたします。)

その他 入賞作品の版権は本会に帰属し、作品は返却しません。



防災設備の設置場所
は必ずしてあるべき場所です。
必ずしてあるべき場所です。
必ずしてあるべき場所です。
必ずしてあるべき場所です。

火災警報機の設置場所を必ず
必ずしてあるべき場所です。
必ずしてあるべき場所です。
必ずしてあるべき場所です。

火災警報機の設置場所を必ず
必ずしてあるべき場所です。
必ずしてあるべき場所です。
必ずしてあるべき場所です。



かんじる しらせる けす
感知・通報・消火

さう…

ヤマトロテック株式会社

本社 〒537 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL (06) 976-0701代 東京本社 〒106 東京都港区白金台5-17-2 TEL (03) 3465-7151代

危険物取扱者予備講習ご案内

平成7年度第1回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験予備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場
甲種	5月16日(火)、5月17日(水)、5月19日(金)	9時30分~16時	大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリスク)
乙種 4類	1期 5月15日(月)、5月18日(木)	9時30分~16時	大阪府商工会館
	2期 5月22日(月)、5月23日(火)	9時30分~16時	大阪府商工会館
	3期 5月24日(水)、5月25日(木)	9時30分~16時	大阪府商工会館
	4期 5月15日(月)、5月16日(火)	10時~16時30分	堺市民会館 (南海高野線堺東駅ヨリ8分)
	5期 5月23日(火)、5月24日(水)	10時~16時30分	泉大津市民会館 (南海本線泉大津駅ヨリ約10分)
	6期 5月24日(水)、5月25日(木)	9時30分~16時	茨木市商工会議所 (茨木駅ヨリ約13分)
	7期 5月29日(月)、5月30日(火)	10時~16時30分	守口門真商工会館 (京阪門真市駅ヨリ8分)
	土曜コース 5月20日(土)、5月27日(土)	9時10分~16時	大阪府商工会館
	日曜 5月14日(日)、5月21日(日)、5月28日(日)	10時~16時30分	大阪科学技術センター (地下鉄四ツ橋線本町駅ヨリ約5分)
丙種	5月30日(火)	9時~16時	大阪府商工会館

2. 受付場所と受付日時

- ①四ツ橋ビル以外は、本会より各所に係員が出張して受付しますので、時間内にお願いします。
- ②各受付場所とも、各講習会場の受付数を割り当てていますので、満席の節は受けできませんからご了承下さい。
- ③申込手続きは代理でも結構です。

受付場所	日時
東大阪市西消防署内 (近鉄・小坂駅より北へ6分)	東大阪市西防火協力会 5月8日(月) 午前10:00~11:30
守口消防署 (地下鉄・守口駅前)	守口消防署 5月8日(月) 午後1:30~4:00
豊中市消防本部内 (阪急宝塚線・豊中駅より南へ5分)	豊中防火安全協会 5月9日(火) 午前10:00~11:30
茨木市消防本部内	茨木市災害予防協会 5月9日(火) 午後1:30~4:00
岸和田市消防本部内	岸和田市火災予防協会 5月10日(水) 午前10:00~11:30
泉大津市消防本部内	泉大津市火災予防協会 5月10日(水) 午後1:30~4:00
四ツ橋ビル8階 (地下鉄・四ツ橋駅北出口2号)	(財)大阪府危険物安全協会 5月11日(木) 午前10:00~午後4:00
堺市高石市消防本部内(南海・湊駅北へ6分・大浜南町)	堺市高石市防災協会連合会 5月12日(金) 午前10:00~11:30
	5月12日(金) 午後1:30~4:00

3. 土曜・日曜コースの申込方法

土曜コース(定員140名)、日曜コース(定員130名)は電話(06-531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

4. 会費 会費には、各テキスト代を含みます。(テキストは平成7年度用改訂版を使用)

種別	会員	会員外
甲種	16,000円	18,000円
乙種 4類	11,000円	13,000円
乙種(土曜コース)	12,000円	14,000円
乙種(日曜コース)	16,000円	18,000円
丙種	5,000円	6,000円